京都市立西院小学校校舎整備工事設計業務委託に係る公募型簡易プロポーザル

募集要領

１　業務の概要

⑴　委託業務名

京都市立西院小学校校舎整備工事設計業務委託

ただし，建築及び設備基本設計・実施設計業務委託

⑵　委託業務の趣旨

将来的に児童数の増加が見込まれている西院小学校において，教室等の不足及び体育館の老朽化に加え，プールが校舎から離れた別敷地にあるといった課題を解決するために，現校舎敷地内に体育館及びプールを含めた新校舎等の増改築を行うことで，児童がより充実した教育環境の下で，教育を受けることができるように施設整備を行うものである。

本件の設計にあたっては，平成３０年度に策定した「京都市立西院小学校校舎等整備事業基本計画」に基づき，南側隣接地の春日神社をはじめとする周辺地域の景観との調和について配慮した計画とするとともに，地域の活動拠点や地域の防災拠点としての機能も備えた施設の整備が求められている。

そのため，設計者の選定にあたっては，設計の実績や業務の進め方，取組体制などについて提案を求めることで，教育施設としての従来必要となる設計能力だけでなく，柔軟な発想力や実績に裏付けされた提案力等の価格以外の要素も考慮する必要がある。

なお，本委託業務の詳細は，「京都市立西院小学校校舎整備工事設計業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）による。

⑶　履行期間

契約の日の翌日から令和３年３月３１日まで

⑷　概算予定価格

１０２，６００千円（ただし，消費税及び地方消費税を含まない。）

２　受託候補者の選定方法

「京都市都市計画局設計業務受託候補者選定委員会設置要綱」に基づく設計業務受託候補者選定部会（以下「選定部会」という。）が，「京都市都市計画局設計業務受託候補者選定要綱」及び「京都市立西院小学校校舎整備工事設計業務委託に係る公募型簡易プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）に基づく公正な審査を行って受託候補者を選定する。

まず，本公募への参加を希望する者が提出する参加表明書に基づき，参加資格の確認

を行う。

次に，参加資格を有すると認められた者（以下「参加有資格者」という。）が提出する技術提案書の第１号様式から第６号様式までについて書面審査を行い，受託候補者及び次点２者を選定する。

受託候補者の選定後，受託候補者と本市が委託契約の締結に向けた交渉を行ったうえで，随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は，次点に選定された者と本市が交渉を行う。この場合にあっては，次点２者のうち評価の高かった第２優先順位の者との交渉を優先するものとする。

３　参加資格

本公募に参加しようとする者は，本公募を開始した日の前日を基点として，次に掲げる資格要件のすべてを満たしていなければならない。

⑴　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所としての登録を行っている建築士事務所であること。

⑵　京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第４条に規定する一般競争入札有資格者名簿（京都市競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）における登録種目が建築設計であるもの）に登載されている単独企業であること。

⑶　京都市公契約基本条例第２条第３号に規定する市内中小企業であること。

⑷　京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項に規定する競争入札参加停止を受けていないこと。

⑸　自社の社員で，建築士法第２条第２項に規定する一級建築士の資格取得後５年以上の建築設計の実務経験を有する管理技術者を配置し得ること。ただし，管理技術者は，設計担当主任技術者を兼ねることができない。

⑹　自社の社員で，次のいずれかに該当する設計担当主任技術者を配置し得ること。ただし，設計担当主任技術者は委託仕様書で配置を求める建築設計者であること。

ア　建築士法第２条第２項に規定する一級建築士の資格取得後２年以上の建築設計の実務経験を有すること。

イ　建築士法第２条第３項に規定する二級建築士の資格取得後７年以上の建築設計の実務経験を有すること。

ウ　大学（建築に関する専門課程）卒業後７年以上の建築設計の実務経験を有すること。

⑺　協力事務所（応募者と同一組織でない事務所であり，専門分野において技術の提供等を行う事務所）への再委託等（ただし，主たる業務部分を再委託等するものでないこと。）を予定する場合にあっては，当該協力事務所が，本公募の他の応募者でないこと。

４　参加資格の確認

⑴　参加表明書の作成方法，部数等

「京都市立西院小学校校舎整備工事設計業務委託に係る公募型簡易プロポーザル技術提案書等の作成に関する説明書」（以下「技術提案書作成に関する説明書」という。）による。

⑵　様式の入手方法

京都市情報館の都市計画局のホームページにある新着情報『京都市立西院小学校校舎整備工事設計業務委託に係る公募型簡易プロポーザルの実施について』からダウンロードし，Ａ４版の帳票として印刷のうえ使用すること。

ホームページのアドレス

https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000251778.html

⑶　提出方法等

ア　提出場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地（北庁舎５階）

京都市都市計画局都市企画部都市総務課技術担当（担当：木山，吉武）

電話　075－222－3641　　ＦＡＸ　075－222－3689

イ　提出方法

持参，若しくは郵送又は信書便

ウ　提出期間

令和元年６月２１日（金）まで（開庁日を除く）の午前９時から午後５時まで（ただし，持参の場合は，正午から午後１時までを除く。）

⑷　参加資格の確認結果の通知

参加資格の確認結果は，以下のとおり通知する。

ア　通知予定日

令和元年６月２５日（火）の発送を予定している。

イ　通知方法

郵送

ウ　参加資格を有しないと認められた者に対する書面による理由説明

(ｱ)　参加資格を有しないと認められた者は，参加資格の確認結果の通知をした日の翌日から起算して５日以内（閉庁日を除く。）に，書面により，参加資格を有しないと認めた理由について説明を求めることができる。

(ｲ)　前項の書面は，京都市長宛てにＡ４判で作成するものとし，説明を求める者の名称，代表者名，主たる事務所の所在地，連絡先，担当者名，応募業務名及び理由を求める旨を記載し，社印及び代表者印の押印を行ったうえで，⑶アまで持参，郵送又は信書便（必着）にて提出すること。

(ｳ)　書面による説明を求められた場合には，当該書面を収受した日の翌日から起算して５日以内（閉庁日を除く。）に，説明を求めた者に対し，質問に対する回答を書面にて発送する。

５　参加資格の確認結果の取消し

参加有資格者が，次の各号のいずれかに該当することとなったときは，４⑷による通知を取り消すことができる。

⑴　受託候補者を選定する日時までに，京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

⑵　受託候補者を選定する日時までに，３に規定する参加資格を喪失したとき。

⑶　技術提案書を期限までに提出しないとき。

⑷　提出書類に虚偽の記載があると認められる場合。

⑸　技術提案書に記載した管理技術者及び設計担当主任技術者が変更になる場合，又は当該業務に従事できなくなった場合。ただし，止むを得ない事情があるものとして選定部会が認める場合は，この限りではない。

⑹　技術提案書に記載された見積金額が，１⑷の概算予定価格を超えた場合。

⑺　受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

６　技術提案書の作成

⑴　技術提案書の作成方法，部数等

技術提案書作成に関する説明書による。

⑵　様式の入手方法

４⑵と同じ。

⑶　提出場所，提出方法及び提出期限

４⑶と同じ。（参加表明書と併せて提出）

７　審査方法

評価要領による。

なお，評価項目及び配点の概要は，次のとおり。

⑴　書面審査	１００点
ア　設計事務所の能力，成績等	８点
イ　管理技術者の実績等	２２点
ウ　設計担当主任技術者の実績等	２２点
エ　業務実施の体制，方針等	４０点
オ　見積金額	８点

８　選定結果の通知

⑴　受託候補者の選定結果は，理由を付して，技術提案書を提出した者全員に，書面を郵送して通知する。

⑵　技術提案書を提出した者は，前号の通知をした日の翌日から起算して５日以内（閉庁日を除く。）に，当該通知に関する詳細な説明を書面により求めることができる。

⑶　前項の書面は，京都市長宛てにＡ４判で作成するものとし，説明を求める者の名称，代表者名，主たる事務所の所在地，連絡先，担当者名，選定結果の通知に対して詳細な説明を求める旨を記載し，社印及び代表者印の押印を行ったうえで，４⑶アまで持参，郵送又は信書便（必着）にて提出すること。

⑷　詳細な説明を求められた場合には，書面を受領した日の翌日から起算して５日以内（閉庁日を除く。）に，説明を求めた者に対し，回答を書面にて発送する。

９　選定結果の公表等

⑴　選定結果の公表

受託候補者を選定後，受託候補者を選定した日，技術提案書の提出者名，受託候補者名，選定の理由及び評価点等を公表する。ただし，評価点については，技術提案書提出者名等を伏せて公表する。

⑵　技術提案書の閲覧

提出された技術提案書のうち，受託候補者の技術提案書については，選定結果公表後の一定の期間，閲覧に供するものとする。

なお，閲覧の期間や場所等については，選定結果と併せて公表する。

１０　スケジュール

公募開始	令和元年５月２３日（木）
参加表明書，技術提案書の提出期限	令和元年６月２１日（金）午後５時まで
参加資格確認結果の通知	令和元年６月２５日（火）発送【予定】
書面審査	令和元年７月　２日（火）【予定】
受託候補者選定結果の通知	令和元年７月　４日（木）発送【予定】

１１　本公募に関する問合せ

本公募に関する問合せの方法等は，以下のとおりとする。

⑴　問合せ先

４⑶アと同じ。

⑵　問合せ期間

本公募を開始した日の翌日から令和元年６月６日（木）午後５時まで

⑶　問合せ方法

ア　問合せは書面により行うものとする。

イ　上記⑵の期間内に，問合せに関する書面をファックスで送信（ただし，閉庁日を除く午前９時から午後５時までに限る。）し，直ちに，原本を郵送又は信書便で送付すること。

なお，ファックスを送信した際は，必ず着信の確認を行うこと。

ウ　問合せに関する書面は，京都市長宛てにＡ４判で作成するものとし，質問者の名称，代表者名，主たる事務所の所在地，連絡先，担当者名，応募業務名，問合せの内容を記載し，社印及び代表者印の押印を行うこと。

⑷　問合せに対する回答方法

上記⑵の問合せの期限の日の翌日から起算して５日以内（閉庁日を除く。）に，４⑵のホームページに質問及び回答を掲載する。

１２　提出書類の取扱い

⑴　提出書類は返却しない。

⑵　提出書類の作成に必要となる費用は参加者の負担とする。

⑶　提出期限後における不備書類の追加提出や提出書類の再提出，差し替え及び訂正は認めない。

⑷　提出書類は，必要に応じて複製することがある。

⑸　技術提案書の提出後，本市の判断により補足資料等の提出を求めることがある。

⑹　提出書類は，その写しを含め，本市において本公募以外には使用しない。

⑺　提出書類に対し，京都市情報公開条例第６条第１項の規定に基づく請求書が提出された場合には，受託候補者の選定が完了した後において，その全部又は一部を請求者に公開することがある。

⑻　受託候補者の技術提案書については，選定結果公表後の一定の期間，公衆の閲覧に供する。

１３　その他

⑴　３に掲げる参加資格のほか，委託仕様書で設計担当者等の資格要件を定めているので，注意すること。

⑵　委託契約は，本市行財政局財政部契約課が作成する業務委託契約書により締結する。業務委託契約書は，本市行財政局財政部契約課のホームページに掲載している。

（URL　https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm）

⑶　委託仕様書は，契約交渉の段階で若干の修正を行う場合がある。

⑷　契約後において，提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は，契約を取り消すことがある。

⑸　本手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

（都市計画局都市企画部都市総務課）